

千里山コミュニティ協議会規約

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条・第4条）
- 第3章 協議会の構成及び会員（第5条—第12条）
- 第4章 役員（第13条—第16条）
- 第5章 協議会の組織（第17条）
- 第6章 会員総会（第18条—第20条）
- 第7章 役員会（第21条・第22条）
- 第8章 専門委員会（第23条・第24条）
- 第9章 事務局（第25条—第30条）
- 第10章 会計（第31条—第34条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この協議会は、千里山コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を吹田市千里山霧が丘22番1号に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 協議会は、千里山・佐井寺地域の活性化と住民自治の実現を目指し、特色のあるまちづくりの推進と地域コミュニティの醸成に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化の向上及び福祉の増進並びに地域コミュニティの醸成に関する事業
- (2) 地域活動の推進支援に関する事業
- (3) 吹田市立千里山コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という）の管理運営に関すること
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第3章 協議会の構成及び会員

（協議会の会員）

第5条 協議会の会員は、千里山・佐井寺地域の住民及び通勤・通学者並びに当該協議会の目的に賛同する者とする。

（入会）

第6条 協議会に会員として入会しようとする者は、入会申込書を第13条第1号に規定する理事長（以下「理事長」という。）に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、会員の入会申込みに当たっては、入会が認められない正当な理由がない限り入会を認める

ものとする。ただし、入会を認めない正当な理由がある場合は、理由を附した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

2 会員となった場合には、別に定める会員としての特典を受けることができるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、会費として年額1,200円を入会時及び協議会が定める更新時に納入しなければならない。

(会員の期間)

第8条 会員の期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は所属する団体が消滅したとき。
- (3) 所定の期間に会費を納入しなかったとき。
- (4) 第11条の規定により除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、所定の退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会において除名することができる。

この場合においては、議決の前に、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名以内
- (3) 会計 2名以内
- (4) 常任委員 26名以内
- (5) 会計監査 2名

2 役員は、会員の中から選任し、総会において決定する。

3 会計監査以外の役員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 地区代表役員 16名以内
- (2) 専門委員会代表役員 9名以内
- (3) 一般市民役員 6名以内。ただし、一般市民役員は、会員3名の推薦を必要とする。

4 役員のうち、理事長、副理事長及び会計を三役とし、会計監査を除くその他の役員を常任委員とする。

5 会計監査とその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、その職務を代行する。

3 会計は、協議会の金銭その他の財産を管理し、協議会の経理の任に当たる。

4 常任委員は、他の役員と協力し、協議会の運営に当たる。

5 会計監査は、協議会の会計状況を監査する。

(任期)

第15条 役員の任期は、会員総会の議決を得た日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。この場合において、理事長の継続した再任の回数は1回を限度とし、その他の役員については、2回を限度とする。

2 役員に欠員が生じたときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が選任されるまでの間、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第16条 役員は、無報酬とする。

第5章 協議会の組織

第17条 協議会の組織は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 会員総会
- (2) 役員会
- (3) 専門委員会
- (4) 事務局

第6章 会員総会

(会員総会)

第18条 会員総会は、会員をもって構成する協議会の最高意思決定機関とし、原則として年1回開催する定時総会と臨時総会からなるものとする。

(会員総会の招集)

第19条 定時総会は、毎会計年度終了後3か月以内に理事長が招集するものとする。

2 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時総会を速やかに招集するものとする。

(1) 役員会が必要と認めたとき。

(2) 会員の3分の1以上の者から開催理由及び議題を示し招集が求められたとき。

3 会員総会の招集には、会議の日時、場所及び議題を示し、開催日の2週間前までにコミュニティーセンター内の見やすい場所に掲示するとともに、個々の会員に通知しなければならない。

(会員総会の議事)

第20条 会員総会は、次の事項を審議し、及び議決するものとする。

(1) 活動報告並びに決算報告及び監査報告に関する事項

(2) 活動方針及び予算に関する事項

(3) 役員の選任及び解任に関する事項。ただし、任期途中退任者に対しては、役員会で補充するものとする。

(4) この規約の制定及び改廃に関する事項

- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項
- 2 会員総会は、会員の2分の1以上の者が出席しなければ開催することができない。
 - 3 会員総会の議長は、会員の互選により選任する。ただし、役員及び事務局に属する者は、その任に就くことができない。
 - 4 会員総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この規約の改廃は、出席会員の3分の2以上をもって決するものとする。
 - 5 会員総会に出席できない場合は、委任状により意思表示することができるものとする。
 - 6 会員総会の議事については、議事録を作成し、議長が指名する署名人2人が議長とともに署名押印する。
 - 7 議事録は、少なくとも5年間保存し、会員から申出があったときは、いつでも閲覧に供するものとする。

第7章 役員会

(役員会)

第21条 役員会は、会務執行機関として、三役及び常任委員をもって構成する。

- 2 役員会は、おおむね毎月1回開催する。ただし、理事長が必要と認めたとき又は役員3分の1以上の者から開催理由及び議題を示して役員会の開催を求められたときは、理事長は、速やかに臨時の役員会を開催しなければならない。

(役員会の議事)

第22条 役員会は、次に掲げる事項を協議し、及び決定するものとする。

- (1) 会員総会に提出する議案
 - (2) 会員総会における議決事項の執行に関する事項
 - (3) 任期途中退任役員の補充者選任に関する事項
 - (4) 協議会の事業活動に関する事項
 - (5) 専門委員会の運営に関する事項
 - (6) 予算の変更に関する事項
 - (7) 市からの受託業務の執行に関する事項
 - (8) 事務局職員の選任に関する事項
 - (9) 会員の除名に関する事項
 - (10) その他会務の執行上必要な事項及び協議会の運営に関しこの規約に定めのない事項
- 2 役員会の議長は、理事長がこれに当たる。
 - 3 役員会の議事については、協議を尽くし、役員総意の形成に努めるものとする。ただし、やむを得ず議決するときは、出席役員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 役員会には、コミュニティセンターと関係する市職員及び事務局長等にオブザーバーとして出席することを求めることができる。
 - 5 議事録は、少なくとも5年間保存し、会員から申出があったときは、いつでも閲覧に供するものとする。

第8章 専門委員会

(専門委員会の構成)

第23条 専門委員会は、当該委員会に参加しようとする会員により構成する。

(専門委員会)

第24条 専門委員会は、会員相互が協力し、分野ごとの活動を行う。

2 専門委員会に、次の各号に掲げる委員会を置き、当該各号に定める事項を実施する。

(1) 企画委員会 コミュニティセンター全体のイベント、協議会主催の事業等

(2) 広報委員会 コミュニティセンターの広報活動

(3) コミュニティスペース運営委員会 コミュニティスペースでの情報提供及び喫茶運営のほか、コミュニティスペースにおけるイベント、協議会主催の事業等

3 専門委員会に委員長を置く。なお、必要に応じて、副委員長を置くことができる。委員長及び副委員長は、各専門委員会委員の互選により選任する。

4 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 専門委員会は、委員会ごとに会議を開催する。

6 専門委員会の活動及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 事務局

(職員)

第25条 協議会に事務局職員として、事務局長1名、事務局次長1名及びコミュニティスタッフ若干名を置く。

(業務)

第26条 事務局は、次の業務を行う。

(1) 協議会の経理、文書作成等の庶務

(2) 協議会の直轄事業の実施に関する実務

(3) 専門委員会に関する実務

(4) 市からの受託業務に関する業務

(5) その他協議会の事業に関し必要な事項

2 前項各号の業務を行うに当たっては、次の規程を遵守しなければならない。

(1) 協議会事務処理規程

(2) 協議会会計規程

(3) 協議会公印規程

(事務局長等)

第27条 事務局長は、次の職務を行う。

(1) 前条第1項各号に規定する業務（以下「事務局業務」という。）を統括し、協議会の活動方針及び役員会の決定に基づき、事務局業務を行う。

(2) 協議会の直轄事業の企画運営に関すること。

(3) 事務局の円滑な運営を行うこと。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、必要に応じて事務局長の職務を代行する。

(コミュニティスタッフ)

第28条 コミュニティスタッフは、事務局長の指示の下、積極的に事務局業務を遂行する。

(雇用期間等)

第29条 事務局職員の雇用期間は、1年とする。ただし、雇用期間の合計が5年を超えない範囲において再雇用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、業務上特別に必要と認められる職員については、雇用期間の合計が5年を超えても、役員会の承認を得て再雇用することができる。ただし、再雇用は3回までを限度とする。

3 事務局職員の退職等により、やむを得ず一時的に欠員が生じる場合には、後任者が採用されるまでの間、役員会の承認を得て退職者を臨時職員として雇用することができる。

(採用等)

第30条 事務局職員の採用は、公募による。

2 事務局職員の採用又は解職は、役員会の承認を経て、理事長が行う。

3 事務局職員の公募条件は、役員会において決定する。

4 事務局職員の服務に関することは、別に定める。

第10章 会計

(収入)

第31条 協議会の収入は、次に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 委託金、補助金及び寄附金
- (3) 事業による収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(予算)

第32条 協議会の予算が、会員総会において議決される日までの間は、前年度の予算を基準に支出することができる。

(決算)

第33条 会計は、収支計算書、財産目録等を作成し、会計監査による監査を受けなければならない。

(会計年度)

第34条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(改訂実施の時期)

1 この規約は、平成27年5月10日から一部改訂実施する。

附 則

(改訂実施の時期)

1 この規約は、平成28年5月22日から一部改訂実施する。

附 則

(改訂実施の時期)

1 この規約は、令和元年5月26日から一部改訂実施する。